

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1148110	「国が提案、地方がチャレンジ」制度の創設	国から示された規制改革のメニューを特区認定を受けた市町村が積極的に実施することで、改革の成果を検証する。その結果をもとに、国、都道府県を含めた全国的な構造改革に波及させようとするものである。	<p>現在の特区制度は、地方自治体または民間が国に提案し、地方自治体が認定を受けるものとなっている。このため、国の各省では特区制度に受け身の姿勢が目立ち、その意義への理解や関心が必ずしも高くない面が見受けられる。一方、地方自治体では、政策立案能力を十分に磨き切れていないことも含め、大胆な特区提案が行われにくい状況がある。</p> <p>そこで、考え方を180度転換し、国が改革を推進する立場として、自ら特区制度を通じて試行したい政策を提言し、推進をはかる仕組みを提案する。つまり、現在は地方または民間が提案し、国は規制改革を認めるか否かを判断する側にあるが、本提案においては、国も自ら、規制改革のプランを立案し、地方との連携を通じてその効果を積極的に検証することで改革が推進されることを期待するものである。具体的には、各省庁が自らの立場で立案した規制改革のメニューのうち、一律に全国展開することが可能でない、若しくは可能か判断できかねる案件を特区制度を通じて公表し、その実施(試行)団体を公募する。希望する地方自治体は、特区の認定を受けて実施する。その結果を検証し、更なる改革につなげていくという仕組みである。</p> <p>改革に積極的な自治体はその意思を表明することで、試行的に規制改革を実施し、その効果を検証する機会が得られることになる。国においても、地方に関わる問題について、各省が競って積極的に規制改革に向けた取り組みを推進する仕組みづくりが構築されることにつながるものと思われる。</p>		草加市	11 埼玉県	内閣官房